

「福山市版エンディングノート」協働発行业 仕様書

1 目的

高齢者が、自分の人生の「終わり」に向き合い、自分の基本情報や財産、医療・介護の希望などを整理して周囲の人に伝え、安心して人生の最期を迎えることを支援するツールとしてエンディングノート（以下「ノート」という。）を作成することを目的とする。

2 事業の内容

- (1) ノートの作成
- (2) 緊急連絡先やノートの所在を記入するカード又はシール（以下「カード」という。）の作成

3 成果物

- (1) ノート 10,000部
- (2) カード 10,000部
- (3) ノート及びカードの電子データ（ホームページ掲載用）

4 ノート及びカードの納期及び納品場所

- (1) 納期
2026年（令和8年）7月31日
- (2) 納品場所
福山市長寿社会応援部高齢者支援課 3,000部
終活相談支援業務受託者の事務所 7,000部

5 規格等

- (1) ノートについて
 - ア 名称
協働発行业者（以下「事業者」という。）と福山市（以下「市」という。）の双方による協議の上決定する。
 - イ ノートの組版
A4縦サイズ、4色フルカラー・両面印刷
 - ウ ノートの紙質
表紙：コート紙90kg A判
本文：上質紙90kg A判
 - エ ノートのページ数
表紙：4ページ
本文：20ページ以上

オ 校正

基本3回

カ 掲載内容

(ア) ノート本文（記入式）

【項目（例）】

a 基本情報等

名前、生年月日、住所、自分にかかわる人の情報など

b 財産状況

収入や負債の情報、公共料金の支払方法など

c 医療・介護情報

主な持病や利用しているサービスの情報、医療・介護の希望など

d 遺言・葬儀情報

葬儀の方法・考え方、入院・死亡時や葬儀のときに連絡してほしい人など

e インターネット関係

SNS やサブスク等のアカウント情報など

(イ) 自治体情報

各種相談窓口など

(ウ) コラム等

a 広島県地域保健対策協議会「ACPの手引き」及び「私の心づもり」を掲載すること

b そのほか、事業者と市の協議によって掲載するコラムを決定する。

(エ) 広告

a 広告主の募集・広告作成は事業者が行う。

b 広告は、「福山市広告事業実施要綱」、「福山市広告掲載基準」及び広告業種に関する関係法令・ガイドラインに基づき作成することとし、事業者において事前審査を行ったものを市に提出すること。

c 行政情報を掲載する部分と広告を掲載する部分を明確に区分し、広告はまとめて掲載すること。

d 事業者は、広告主の募集に当たっては、自らが広告の募集者であることを明らかにして、市が広告の募集者であるとの誤解が生じることがないように努めなければならない。

e 広告の募集、審査、選定及び掲載並びに掲載した広告の内容に関する責任は、事業者が負うものとし、市は一切責任を負わないものとする。

f 広告内容に偽り等があった場合は、事業者は、市の指示に従い、ノートを回収し代替のノートを市に納品するなど適切な措置を講ずること。

g ノートの目次等に、市が行政情報等を提供し、事業者が広告を募集、審査、選

定の上掲載していることがわかるよう表記すること。また、ノートが広告収入により作成されていることがわかるよう表記すること。

(2) カードについて

ア 紙質

ノートと同程度

イ 校正

基本3回

ウ 掲載内容等

緊急連絡先やノートの所在を記入できるものとする（自宅玄関内扉への貼付や外出時の携行物への挿入を想定。冊子一体型・別納のいずれも可）。

6 成果物について

事業者は本業務の成果物について、5(1)オ及び5(2)イで定めた市の校正を受けたうえで、市の承認後4(2)に示した納品場所に納品すること。

7 ノートの活用方法

- (1) 納品されたノートは、高齢者支援課、各拠点支所保健福祉課等の窓口で配布する。
- (2) 終活相談支援業務において、来所した相談者に対してノートの記入を支援する。

8 増刷

納品日から2027年（令和9年）3月31日までの間に、部数が不足する場合は、事業者は、市との協議のうえでノート及びカードの増刷をする。

9 その他

- (1) 市は、ノートの作成に必要な行政情報やデータ等を事業者提供に提供する。また、掲載面やレイアウトについては、市と協議の上決定する。
- (2) 広告部分を除いた本文中の行政情報に関する著作権は、市に帰属するものとする。その他の内容に関する著作権は、事業者に帰属するものとする。
- (3) 事業者は、委託の目的物が、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益を侵害するものでないことを保証しなければならない。
- (4) 事業者は、落丁及び乱丁などあれば必要に応じて差し替えを行うものとする。
- (5) 全ての内容は関係法令で定める基準に準拠したものでなければならない。
- (6) 事業者は、制作に当たり全般にわたって市と連絡、調整しながら行うものとする。

- (7) 事業者は、協定の履行に際して知り得た秘密を、協定の存続期間、協定の終了後及び解除後においても、第三者に漏えいしないこと。
- (8) 事業者は、配布期間中に第三者から内容等に問い合わせや苦情があった場合、誠意を持って対応すること。
- (9) 事業者は、市との協議に基づき、前各項及び次項の例によりノートの増刷を行う。
- (10) この仕様書に明記されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、市と協議し進めるものとする。